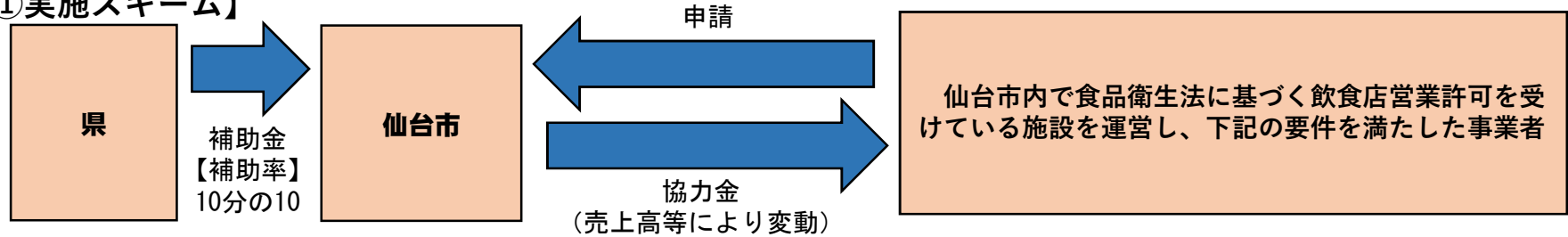


新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店】(案)

(第10期(仙台市適用分) 令和3年8月20日午後8時～令和3年9月13日午前5時要請分)

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮及び終日酒類提供停止の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

- ◎令和3年8月19日以前から開業しており、令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時まで*の期間中に**午前5時から午後8時までの時間短縮営業及び終日酒類の提供停止**に全面的に御協力いただくこと。
 - ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等
- *従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
 ※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請の対象となる

【③1日当たり単価】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4～10万円/日
5/6～5/12	3～10万円/日
5/12～6/1	3～10万円/日 (※仙台市による上乗せ含む)
6/1～6/14	2.5～7.5万円/日
7/21～8/17	2.5～7.5万円/日
8/17～8/20	2.5～7.5万円/日
8/20～9/13	3～10万円/日

【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～75,000円	75,001～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高方式	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額方式	売上高減少額×0.4/日 ※20万円を上限とする		
大企業(売上高減少額方式)		売上高減少額×0.4/日 ※20万円を上限とする		

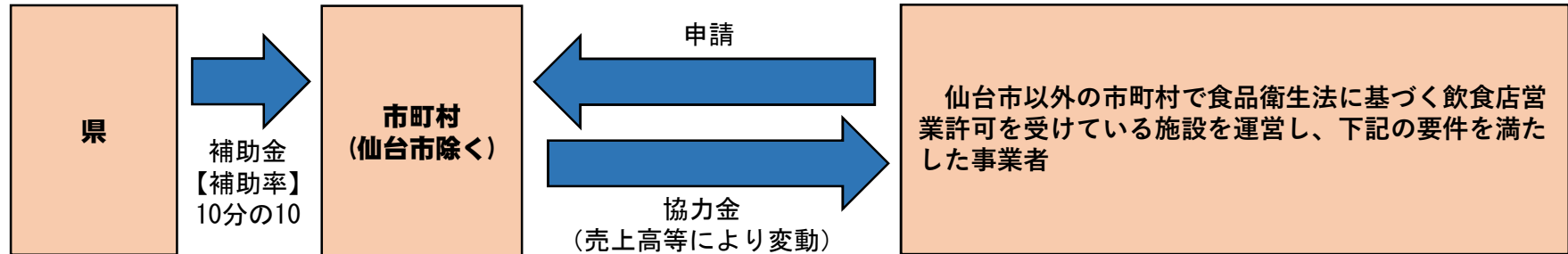
※中小企業者はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×24日間
 ※要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【飲食店】（案）

（第10期（仙台市以外適用分） 令和3年8月20日午後8時～令和3年9月13日午前5時要請分）

仙台市以外の市町村全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

◎令和3年8月19日以前から開業しており、令和3年8月20日午後8時から令和3年9月13日午前5時まで*の期間中に**午前5時から午後8時までの時間短縮営業**に全面的に御協力いただくこと。

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

※酒類の提供は、午前11時から午後7時までに限る。

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請の対象となる

【③1日当たり単価】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4万円/日
5/6～5/12	2万円/日
8/20～9/13	2.5～7.5万円/日

【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高方式	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額方式	売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		
大企業(売上高減少額方式)		売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		

※中小企業者はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×24日間
※要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更